

富士見市いじめ防止基本方針について

(1) 基本方針の策定について

平成25年11月16日、市内小中学校の代表児童生徒による「いじめのない学校づくり子ども会議」において、児童生徒が、主体的に自らいじめの根絶に取り組む決意を「富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言」として発表しました。

本市では、まちづくりの基本精神である「人間尊重宣言」に基づき、学校、家庭、地域が強い意識をもって、いじめの防止等に取り組むことが重要と考え、市民の力を結集し、子どもが安心して学び、人とつながり、伸び伸びと成長できる豊かな環境を整えるとともに、子どもたちが主体となり、自らの力でいじめ防止に取り組むことを目指す「富士見市いじめ防止条例」を制定しました。

そして、このいじめ防止条例に基づき、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するため、「富士見市いじめ防止基本方針」を策定します。

(2) 基本方針の内容（案）

- 1 はじめに
(富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言)
- 2 いじめの定義（条例第2条）
(いじめの態様)
- 3 基本理念（条例第3条）
- 4 市の責務（条例第4条）
- 5 市立学校及び市立学校の教職員の責務（条例第5条）
- 6 保護者の責務（条例第6条）
- 7 子どもの役割（条例第7条）
- 8 市民等の役割（条例第8条）
- 9 インターネットによるいじめへの対処
- 10 重大事態への対処（対応）（条例第13～16条）
- 11 基本方針の検証及び見直しについて
- 12 相談窓口一覧

(3) 今後のスケジュール

パブリックコメント 5月11日（月）～6月10日（水）
広報「ふじみ」5月号において周知